

＜許可申請に関する事前相談資料について＞

開発行為に関する相談資料として、次の資料が必要となりますので、メールに記載、添付し提出してくださるようお願いいたします。

	必要なもの	備考	発行先
1	相談者の名前	メールに記載	
2	連絡先	メールに記載	
3	位置図	住宅地図等	
4	字限図（公図）		法務局
5	登記簿謄本	土地・建物（必要な場合は閉鎖謄本も）	法務局

※その他、相談の内容によって別途、追加の資料を求めることがあります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前相談についてのみ
メール（toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp）で受け付けております。

＜開発許可及び建築等許可に関する流れ＞

